

農業委員会の適正な事務実施について

— 特に留意する事項等 —

農業委員会の事務の執行については、政府の規制改革会議等の場において、農業委員会の審議の形骸化や公平性、公正性、透明性に対する疑問等に係る指摘がなされた。

このような評価、指摘を、農業委員会の存在意義に対する警鐘と真摯に受け止め、改めて農業委員会の事務が適正に実施されるよう努めることとした「農業委員会の適正な事務実施について」（農林水産省経営局長通知：21.1.23 日付）が発出されたものである。

1 法令事務（農地法等の法律によりその権限に属された事務）

- (1) 許認可申請等があった場合は、申請書等に記載された内容の事実関係について、客観的な資料等に基づいて確認するとともに、必要に応じて現地調査を行うこと。
- (2) 総会等において許可の可否等を審議する際、審査基準の項目ごとに判断し、申請者には、その結果について判断根拠を明確に説明すること。
- (3) 農地転用許可の可否を審議する際、申請地周辺での過去の事案と農地区分の判断が異なる場合には、その理由を明確にすること。
- (4) 総会等の終了後、速やかに審議過程の全てを要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、ホームページ等で公表すること。
- (5) 遊休農地に対する指導については、必要な是正措置等を確実に実施するとともに、遊休農地の面積・筆数、指導件数・改善状況等を対外的に明らかにするため、ホームページ等で公表すること。
- (6) 農業生産法人からの農地法第15条の2に基づく事業状況等の報告の徴求と、要件を満たさなくなる恐れのある場合の法人に対する勧告などの必要な措置を確実に実施すること。

2 促進等事務（農地等の利用の集積その他効率的な利用の促進に関する事務）

- (1) 遊休農地の解消や農地の利用集積については、それぞれ平成23年度までの目標に基づいて、年度毎活動計画の目標及び活動計画の策定を行うこと。
- (2) 農地パトロールの実施については（農地の利用状況調査との関連は別途説明）毎年度、実施時期・体制及び実施回数等を事前に農業者等に周知しておくこと。
- (3) 農地パトロール等を通じて発見した問題事案については、関係機関と連携の上、適切な指導やその内容を記録・保存を行うとともに、農地法に基づく手続き等適切な対応を行う。
- (4) 農地情報の共有化に関する活動計画を定め、計画に基づいた取り組みを行う。

3 点検・評価及び活動計画の策定

- (1) 毎年度1月から2月にかけて、当該年度の法令事務及び促進事務の活動に対する点検・評価及び次年度の目標と活動計画の検討を行うこと。
- (2) 毎年度3月末までに、アの検討結果を踏まえ、点検・評価の案及び次年度の目標と活動計画の案をとりまとめ、ホームページ等で公表すること。
- (3) (2)により公表したそれぞれの案について、地域の農業者等から意見や要望等の募集を行うこと。
- (4) (3)によって寄せられた意見、要望等に対する市町村農業委員会の考え方を整理し、毎年度5月末までにオと併せてホームページ等で公表すること。
- (5) (3)により寄せられた意見、要望を踏まえ、(2)によりとりまとめた案を補正の上、前年度の点検・評価結果及び当該年度の目標、活動計画を決定し、ホームページ等で公表すること。

4 点検・評価等の国への報告

- (1) 毎年度6月末までに、3の(5)により決定した点検・評価結果、当該年度の目標と活動計画を県を通じて地方農政局に報告すること。
- (2) 東北農政局等は、農業委員会からの報告内容について検討し、結果に問題がある農業委員会に対して、県と連携し、必要な指導・助言を行うこととなっている。

5 同通知の改正について（農林水産省経営局長通知；22, 12, 22 日付）

この改正通知は、前述の適正化通知に加え、農業委員会事務の一層の透明性、公平性の確保、及び、農地の利用状況の適正な取り組みと遊休農地の所有者等への是正指導の確実な実施の観点から、一層の事務手続きの改善に努めることとされたものである。

(1) 農地法第3条許可事務関係

ア 3条許可事務処理の事前周知による透明化、均質化（通知事項）

(ア) 許可のポイント及び申請～許可までの流れを解りやすく解説したもの

(イ) 申請書記入方法マニュアル

(ウ) 必要書類一覧

これらをホームページ等への掲載や備え置きにより周知を図ること

イ 申請者側に立った相談事務（指導事項）

必要書類チェックリスト—申請時の必要書類の明確化

ウ 申請受理後の事務の明確化—不信感の払しょく

申請書受け付けのお知らせを提示、許可指令書交付までの流れを説明

エ 標準処理期間の目標日数の公表—30日以内

オ 下限（別段）面積とその設定理由及び毎年の見直し結果を公表

- カ 相続等の届け出様式—死亡時の「死亡届関係書類一式」への包括
- (2) 遊休農地に関する措置関係（通知事項）
農地法30条第1項に基づく農地の利用状況調査等について、毎年度、目標とその達成に向けた活動計画を策定し、その結果を評価する仕組みを追加
- (3) その他（通知事項）
ア 農地法第52条に基づく「情報の提供等」に係る事務を法令事務に追加
イ 点検・評価及び活動計画の様式の簡素化

6 改正適正化通知に係る23年度国の指導方針について

- (1) 農業生産法人の要件確認の徹底（別添；農業生産法人の要件確認チェックポイント）決算後3か月以内に農委へ定期報告することとされている。企業の農地所有権容認論への対応の意味もあり、国はアンケート・実態調査を行う予定（被災地農委へは配慮）。問題法人は直接農水本省へ相談しても構わない（野川補佐）
また、解除条件付き3条許可（及び基盤強化法の利用集積計画）対象者の毎年度の利用状況報告についても徴求のこと。
- (2) 国は、農委総会等における別段面積の改定（非改定も含め）の毎年度の決定、農地利用状況調査に基づく是正指導等の実施状況等を調査
- (3) 農地法3条許可に係る本人確認及び意思確認（特に新規参入の場合等）が必要との国の認識—本人でないものの売買事案が出てきている。他法令では申請・許可対象者の本人確認は必須。
- (4) 平成24年度から農地法3条許可はすべて知事から農委へ権限委任の方向。世帯人の定義、申請様式の簡素化を検討したい。
- (5) 農業委員会活動の見える化の徹底のための取り組み—そのための何らかのチェックシートによる見える化の仕組みを検討中。

- ・ 納税猶予制度の適用農地（及び経営移譲年金対象農地）の適正管理と利用状況調査結果を踏まえた指導—贈与税や相続税の適用農地は、農業経営の継続が要件となっている。そのため、その農地が農地の利用状況調査で遊休農地と確認される場合は、早急に所有者等に耕作可能な状態に復旧するよう指導する。
- ・ 圃場整備事業の受益地の有効利用と利用状況調査結果等を踏まえた指導—農振農用地区域内の圃場整備事業等の受益農地が、農地の利用状況調査で遊休農地と確認される場合は、早急に所有者等に耕作可能な状態に復旧するよう指導する。
- ・ その他、農地利用集積円滑化団体との連携について（国の事務連絡）

7 農地相談センターについて

平成21年12月の農地法等の改正を踏まえ、また、前述の適正化通知を受けて農業委員会の業務等を支援するために、農業会議に農地相談センターを開設しています。

(1) 農地相談活動について

新たな農地制度の下で、農業者、新規就農者、農業参入企業及び農業委員会等からの農地の権利移動の許可等に関する相談や苦情に対応するため、昨年4月から農業会議に開設した「岩手県農地相談センター」には、農地相談員を配置しています。

農地に関するどのような相談でも結構ですので、来所や電話、郵便、Eメールなどにより、ぜひ活用されるようお願いします。

「センター設置のねらい」

- ・ 農地の実需者（農業者、新規就農者、新たに農業に参入する企業等）へのきめ細かな相談活動
 - ・ 県内外の蓄積情報をベースにした相談活動
 - ・ 市町村農業委員会及びその区域をまたがる案件への対応
 - ・ 広域的な農地の流動化への対応
- これ以外の相談・苦情案件でも対応します。

(2) 巡回による農業委員会への支援・協力について

ア 今年度も上半期を中心に、それぞれ各農業委員会を巡回・支援する計画で考えていますが、要請があれば随時、対応しますので連絡をお願いします。

イ このほか、農業委員の研修会、農業者の集まりの際の講師についても対応していますので、具体的に相談して頂きたい。（テーマの例、各種農地に関わる課題、担い手、遊休地、農政の状況など）

連絡先 岩手県農地相談センター（岩手県農業会議農地部）
電話 019（626）8545
代表Eメール info@iwate-ca.or.jp
〒020-0024 盛岡市菜園一丁目4-10
第2産業会館内